

別表六(十五)

「19」欄又は「24」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
措法第42条の10第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特 定 事 業 の 内 容	3					
資 産 区 分	種 類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細 目	6				
	取 得 年 月 日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	特定事業の用に供した年月日	8	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額 「19」欄 (9)－(10)	11				

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の10第2項」
 ② 「区分番号」欄:「00507」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十五)「19」欄の金額(円単位)

期 分	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	15		繰 越 分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (20)と(21)のうち少ない金額)	22	
	当 期 税 額 基 準 額 (15)× $\frac{20}{100}$	16			法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「20の②」)	23	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(16)のうち少ない金額)	17			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (22)－(23)	24	
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十四)「21の②」)	18			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19)＋(24)	25	
	当 期 税 額 控 除 額 (17)－(18)	19					

翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額 等	翌 期 繰 越 額 (26)－(27)
	26	27	28
平 平 平	円	円	

「24」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の10第3項」
 ② 「区分番号」欄:「00508」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六(十五)「24」欄の金額(円単位)

機 械 設 備 等 の 概 要